

「定住促進補助金」のご案内

問未来開発課 ☎(57)4178

平成27年4月1日～令和2年3月31日に取得された住宅に対して交付してありました補助金を**令和2年4月1日～令和7年3月31日に取得される住宅に対しても助成いたします。**

対象の方はぜひご活用ください。

※該当対象要件に一部変更がございますのでご注意ください。

※令和2年3月31日までに住宅を取得された方につきましては、変更前の要件及び補助額となります。

対 象	・ 令和2年4月1日～令和7年3月31日に取得された住宅 (ただし、建て替えにより取得した住宅は除く) ・ 取得した住宅が建築基準法及び都市計画法の規定に適合していること
要 件	①住宅を取得した時点で40歳以下の方 ②転入又は転居により新たに専用住宅、併用住宅又はマンション等の区分所有建物を取得する方 ③住宅を取得し、取得から1年以内に入居し、かつその住宅に5年以上定住することを誓約した方 ④入居する世帯員(生計同一者)が2名以上の方 ⑤取得した住宅が共有名義であるときは、その代表の方 ⑥世帯員に町税等の滞納がない方 また、転入者は前住所地の市区町村税等の滞納がない方
基 本 額	新築住宅：10万円 中古住宅：10万円
加 算 額	・ 申請者が転入者の場合：2万円加算 ※再転入者は転出から1年以上経過していること ・ 18歳までのお子様がいる場合：3万円加算

補助金の申請方法と添付書類

住宅を取得してから1年以内に、補助金交付申請書及び次の書類を提出してください。

- ①世帯全員が記載されている住民票謄本(続柄記載)
- ②定住誓約書
- ③建物登記簿の全部事項証明書の写し
- ④建物の平面図(間取図)及び住宅までの案内図
- ⑤町外からの転入者については、直近の住所地での完納証明書等
(市区町村税等の滞納がないことを証明できる書類)
- ⑥登記の遅延(取得から登記までが年度をまたぎ、申請要件が変わる場合など)にあっては、
物件の取得を確認できる書類

不動産無料相談会のお知らせ

不動産に関するさまざまな事柄についてのお悩みや疑問についての相談会を開催します。

※事前予約制となります。

※毎月偶数月の第二火曜日に開催予定です。

開催日 12月8日(火) ①9時～10時 ②10時～11時 ③11時～12時
会 場 野木町役場 本館2階大会議室
対象者 野木町在住者
定 員 先着3組(※各回1組)
相談員 栃木県宅地建物取引業協会県南支部理事

新型コロナウイルス感染症への対策について

会場において、ビニールでの飛沫防止対策や換気などの対応を行います。

3密に注意して開催いたしますが、お越しの際はマスクの着用や咳エチケットの徹底にご協力ください。